

取扱区分：「公開」

平成29年第6回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成29年6月9日(金) 9時58分～

於：周南市徳山保健センター 健康増進室3

平成29年第6回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成29年6月9日(金) 午前9時58分 ～ 10時28分

2 場 所 周南市徳山保健センター 健康増進室3

3 会議に付した議案

議案第16号	買受適格証明申請について	1件
議案第17号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第18号	農地転用事業計画変更申請承認について	1件
議案第19号	平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の 点検・評価(案)の承認について	1件
議案第20号	平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案)の認定について	1件
議案第21号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画について	24件
報告第28号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	3件
報告第29号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	6件
報告第30号	買受適格証明申請について	1件
報告第31号	非農地証明について	10件
報告第32号	農地の転用の制限の例外による届出について	1件

4 出席委員

第1番	山崎光夫君	第2番	水井規雅君
第3番	秋貞啓子君	第4番	白石純治君
第5番	有馬俊雅君	第6番	小林一雄君

第7番	高橋	恵	君	第8番	長谷川	和美	君
第9番	杉村	龍男	君	第10番	藤井	和典	君
第11番	梅田	洋治	君	第12番	椎木	人志	君
第14番	弘中	壽	君	第15番	江波	一男	君
第16番	田中	柴作	君	第17番	野村	一男	君
第18番	藤井	孝	君	第19番	笠井	保雄	君
第20番	松岡	清治	君	第21番	藤井	澄子	君
第22番	大田	幹代	君	第23番	歳光	時正	君
第24番	杉村	洋治	君	第25番	藤井	允雄	君
第26番	福田	栄司	君	第27番	山崎	弘子	君
第28番	林	定子	君	第29番	村木	実	君
第30番	松田	孝行	君				
第31番	岩田	学	君 (職務代理者)				
第32番	西田	孝美	君 (会長)				

5 欠席委員

第13番 大江 静人 君

6 関係人

農林課 主査 長谷部 洋一

7 事務局職員

局長	隅	浩二	次長	藤井	豊
次長補佐	小西	美佐江	書記	時重	智一

事務局長

皆さん、改めまして、おはようございます。

総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしく願いいたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、32名中31名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第13番大江 静人委員の1名でございまして周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長お願いいたします。

開会（午前9時58分 ～ ）

議長（西田会長）

それでは只今より、平成29年第6回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第7番、高橋 恵委員さん、第8番、長谷川 和美委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第16号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページをお願いいたします。議案第16号「買受適格証明申請について」を、ご説明いたします。

これについては、平成21年12月15日の農林水産省から「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」という通知が出ており、これにより、農地法第3条若しくは第5条の許可を要する農地等の売却について、競売に参加しようとする者からの申請に基づき、競売執行前に、買受適格証明

書を交付するものでございます。

処理手続きについては、

① 買受適格証明申請は、3条或いは5条の許可申請に準じて行う。

とありまして、この件は3条に準じての申請書が提出されました。

② 農業委員会の買受適格の有無の判定は、当該許可の判断基準と同趣旨により行う。

とありまして、この件は3条許可の判断基準に基づいて行うこととなります。

③ 農業委員会は、買受適格を有する旨を証明する議決を行う場合には、買受適格証明の交付を受けた者が買受人となり、当該許可申請書が提出された場合においては、会長が証明書交付時と事情が異なっていないと認めたときは、許可書を交付する議決を併せて行う。

とありまして、すなわち、今回の議決の効果は証明のみならず、この申請人が、競売により落札して、買受人と決定し、3条許可申請書が提出された場合も議決されたものとみなし、あらためて、議決を要しないこととなります。今回の議決で足るということでございます。

④ 会長が証明書交付時と事情が異なっていないと認め許可書を交付した場合は、報告事項として次回の総会で報告する。

となっております。

それでは、申請内容をご説明いたします。

競売物件は、●●地区の市街化区域に所在する農地1筆で、大字●●字●●

1485番地の田、1, 719平方メートルでございます。

申請人は、農地法第3条による買受適格証明願を提出しております。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、申請人は、軽トラックで通作され、家族4人で耕作されるとのことで、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思われま

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得された場合の農地は92アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、申請人は柿、栗、梅等の果実を栽培されるとのことで、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしておりますことから、買受適格を有していると判断しております。以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第10番

藤井 和典委員

10番の藤井です。第16号の買受適格証明申請についてご説明いたします。6月6日に、申請人と面談確認しましたので、ご報告します。現地は、●●1485番地、1、719平方メートルです。現状は、草が繁茂している耕作放棄地です。本件は、競売物件で本申請は、その競売に参加するための買受適格証明です。申請人の現状ですが、耕作面積は、7,507平方メートルです。農作物は、水稻でなく、果樹、野菜を栽培されているとのことです。農機具の保有状況は、耕耘機3台、草刈り機4台、軽トラック1台です。新しい農地を取得して、柿、栗、梅などの果樹を栽培したいとのことです。農作業については、夫婦及び父母にて行い、繁忙期には1人雇用する予定とのことです。草刈りは、定期的に行い、周辺の農地には迷惑が掛からないようにしたいとのことです。買受適格証明に関する調査項目、提出されて

いる営農計画書、本人との面談から判断して、競売に参加するための買受適格証明には、問題ないと考えますので、ご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第16号につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、16号は許可と決定いたします。

続きまして、議案第17号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の2ページをお願いします。議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、ご説明します。今月の農地法第4条の規定による許可申請は1議案1件でございます。それでは1番についてご説明いたします。

申請人は、市内に居住している無職の方です。同じ周南市とはいえ、離れた場所に住んでおり、また高齢となり、保全管理も困難となってきたため、今後は杉、桧500本を植林するために許可申請が提出されたものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●総合支所から南西へ約5.3キロメートルで、市道●●線の西に位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●861番、地目は「田」、地積は2191平方メートル、同じく大字●●字●●862番、地目は「田」、地積は42平方メートルで計2,233平方メートルでございます。

(スクリーンに分間図を表示)

こちらが、分間図でございます。

(スクリーンに写真を表示)

続きまして、申請地の写真でございます。(2枚)

尚、土地利用計画図につきましては、植林ですので省略させていただきます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。また、雨水につきましては、これまで通り自然流下でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましてはですが、当申請地は、農用地の指定を受けておりますが、平成29年5月8日付けで農用地区域からの除外内定通知書を受理しております。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長 (西田会長)

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第30番

松田 孝行委員

30番の松田です。去る6月3日にご本人と会って、お話を伺いました。周囲には山の木が植えてあります。その合間に田んぼがある状況で、本人に言わせると後継ぎがないし、歳をとってやれないので、今のうちに、杉とか桧を植えたいと言う申出があったところです。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第17号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第18号を議題とします。

事務局次長

議案書の3ページをお願いいたします。議案第18号「農地転用事業計画変更申請承認について」を、ご説明いたします。

申請人は、周南市に居住している会社員の方です。

平成29年4月28日付、指令周農委第5号の8で転用許可を受けておりましたが、建築面積及び構造を変更したいという事で、今回申請書が提出されました。

建築面積につきましては、140.77平方メートルから113.02平方メートル、構造につきましては、木造スレート葺から木造瓦鉛メッキ鋼板葺に変更したいという事です。尚、建ぺい率につきましては、22.6%でございます。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から南西へ約1.4キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●1961番5、地目は「田」、地積は269平方メートル、同じく●●字●●1964番1、地目は「田」、地積は293平方メートルで計562平方メートルでございます。

尚、現在の状況でございますが、造成工事に着手しておりまして、進捗率と致しましては、約10%程度でございます。

(スクリーンに分間図、土地利用計画図、建物立面図を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、変更後の土地利用計画図でございます。

続きまして、変更後の建物立面図でございます。

次に、事業計画変更の承認についての判断基準について、ご説明いたします。

まず、許可の取り消し処分を行った場合には、旧所有者が農地として効率的に利用されるかが問題となりますが、そうと云えないということになります。

許可目的の変更が事業者の故意ではないと認められるかどうかですが、故意ではないと認められます。なぜならば、当初建物の東側に駐車場を予定しておりましたが、西側に変更したことにより、車の通行がスムーズにいくように、建物を北側に寄せたという事から、故意ではないと認められます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、周辺の地域の農業への影響は従前の計画と比べて同等であると認められます。

以上承認許可基準につきましては、全て満足していると認められます。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから
の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番

有馬 俊雅委員

5番の有馬です。第1番について、去る6月3日に「事業計画変更承認申請書」に基づき、現地を確認するとともに、6月7日に申請人と電話で確認しましたので報告します。

変更内容は、事務局から説明がありましたように家の奥側に駐車スペースを設けるため、車の出入りをスムーズにするため、若干家の位置を北側に寄せるとともに、建築面積を縮小するとのことでした。

なお、建築費用については、屋根の素材を変更することから変更はないとのことでした。

提出書類も完備されており、特に問題はないと思います。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の18号の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第18号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第19号及び議案第20号を一括して議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページ、5ページをお願いいたします。議案第19号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認について」、及び議案第20号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の認定について」を、一括してご説明いたします。

別添の、別紙1及び別紙2をご覧頂きたいと思います。

平成21年1月23日付で、農林水産省より、「農業委員会の適正な事務実

施について」という通知がありました。その中で「農業委員会は、活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定を行うものとする。」と定められ、「ホームページ等により公表するものとする。」とされたもので、平成22年度から各農業委員会に作成、公表が義務付けられたものでございます。

内容につきましての詳細なご説明は、省略させていただきますが、前年度、自ら実施したことについての自己評価と、今年度どういうことをするのか、どういう活動をするのかということの策定を行うものでございます。

ご承認いただければ、6月末日までにホームページで公表し、7月15日までに県へ提出というスケジュールとなります。

よろしくご審議の程、お願いいたします。以上でございます。

議長（西田会長）

只今の議案第19号及び議案第20号につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第19号及び議案第20号につきまして、採決を行います。

承認、認定とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、周南市農業委員会の「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」、及び、「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」につきましては、原案のとおり、承認、認定と決定いたします。

なお、本件につきましては、事務局より、県への報告をお願いいたします。

続きまして、議案第21号を議題といたします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページをお願いいたします。

それでは、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、周南市長より別紙のとおり周南市農用地利用集積計画が提出されたので、委員会の決定を求める。

平成29年6月9日 提出 周南市農業委員会 会長 西田 孝美

別添の、別紙3「周南市農用地利用集積計画」をご覧ください。

議長（西田会長）

それでは、この議案につきましては、農林課主査の長谷部さんが来ておられますので、ご説明を受け、その後、農業委員会の決定を行いたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

それでは、長谷部さん、お願いたします。

農林課

長谷部主査

それでは、議案第21号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。

本日は4月までに受け付けました、農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議、ご決定をいただきまして、7月1日の公告となるものでございます。

内容につきましては、戸田地区・菊川地区・須々万地区・中須地区・和田地区・三丘地区・鹿野地区の7地区におきまして、13件、24筆の案件、並びに農地中間管理機構への貸付が、三丘地区におきまして、11件、15筆の案件でございます。

農地中間管理機構への貸付につきましては、三丘地区は場整備事業に伴う一時利用地の指定を受けたことによるものでありまして、仮地番による契約となっております。

また、転貸予定先としましては、●●及び●●の2法人となっております。

説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第21号につきまして、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、周南市農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上で、審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第28号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページをお願いいたします。報告第28号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は3件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（西田会長）

只今の報告第28号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第28号を終わります。

続きまして、報告第29号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の 8 ページ、9 ページをお願いいたします。報告第 29 号「農地法第 5 条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第 5 条第 1 項第 6 号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は 6 件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（西田会長）

只今の報告第 29 号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、以上で報告第 29 号を終わります。

続きまして、報告第 30 号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の 10 ページをお願いいたします。報告第 30 号「買受適格証明申請について」を、ご説明いたします。

冒頭の議案第 16 号と同じく、競売に参加しようとする者からの申請に基づき、競売執行前に、買受適格証明書を交付するものでございます。

競売物件は、議案第 16 号で審議していただいた農地と同じ、市街化区域内農地でございます。

議案第 16 号では、農地法第 3 条第 1 項の許可を要する権利の移動のみを目的とした買受適格証明申請でしたので、議案として上程し審議していただいたところでございますが、この報告第 30 号の買受適格証明申請は、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の届出による権利の移動及び転用を目的としたものでございまして、市街化区域内農地ということで、報告事項となっております。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により買受適格証明書を交付いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長（西田会長）

只今の報告第30号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、以上で報告第30号を終わります。

続きまして、報告第31号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の11ページ、12ページをお願いいたします。報告第31号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は10件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（西田会長）

只今の報告第31号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、以上で報告第31号を終わります。

続きまして、報告第32号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の13ページをお願いいたします。報告第32号「農地の転用の制限の例外による届出について」を、ご説明いたします。

自己所有の農地を農業用道路等に転用する場合は、面積の制限はなく、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第32条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可を要しないとされているものでございます。

今回の届出1件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたの

で、農地法第5条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（西田会長）

只今の報告第32号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、以上で報告第32号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成29年第6回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時28分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成29年6月9日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 高 橋 恵

委 員 長谷川 和 美